

§ 5 Margaret Gilbert の共同コミットメント

ここでは、Margaret Gilbert, *Joint Commitment*, (Oxford, 2014) で共有知と関連する諸概念の定義を紹介し、それらが共同コミットメント (joint commitment) に基礎に考えられていることを確認し、彼女の言う「共同コミットメント」とは何かを確認したい。

1、諸概念とその定義

「集団的意図 *collective intention*」「集団的行為 *collective action*」「集団的信念 *collective belief*」「共同コミットメント *joint commitment*」「集団的行為者 *collective agency*」「共有された意図 *shared intention*」について、ギルバートは、次のように定義している。

collective intention 集団的意図の定義

人物 X、Y、など（あるいは、他の言い方では、性質 F をもつそれらの人々）は、行為 A を実行する（たとえば、X のピアノをトラックに運ぶ）ことを集団的に意図するのは、X、Y などが一団体として、A を実行することを意図することに共同でコミットするとき、その時に限る。

Persons X, Y, and so on (or, alternatively, those persons with feature F) collectively intend to perform action A (e.g., get X's piano into a truck) if and only if X, Y, et al. are jointly committed to intend as a body to perform A. (p. 69f)

人物 X と Y が、行為 A を実行することを集団的に意図するのは、位置団体として A を行うことを意図することに、共同でコミットするとき、その時に限る。

Persons X and Y collectively intend to perform action A (for short, to do A) if and only if they are jointly committed to intend as a body to do A. (p.83)

collective action 集団的行為の定義

人物 X、Y などが、行為 A を集団的に行うのは、X、Y などが一団体として A を行うことを意図することに共同でコミットしている時、その時に限る。この共同コミットメントの光の下で、X と Y などの間のための？

Persons X, Y, and so on, collectively perform action A if and only if X, Y, et al. are jointly committed to intend as a body to perform A and, in light of this joint commitment, relevant persons from among X, Y, et al. act accordingly. (p. 70)

collective belief 集団的信念の定義

X、Y などが p を集団的に信じるのは、X、Y などが、一団体として P を信じることに共同でコミットしている時、その時に限る。

X, Y, and so on, collectively believe that p, if and only if X, Y, et al. are jointly committed to believe as a body that p. (p. 71)

collective agency 集団的行為者の定義 (p. 89)

人物 A と B が、A を集団的に行っているのは、彼らが（前の定義に従って）A を行うことを集団的に意図するときそのときに限る。各人は、この意図の充足をもたらすために、関連した共同コミットメントの光の下で、効果的に行為している。

Persons A and B are collectively doing A if and only if they collectively intend to do A (according to the previous definition), and each is effectively acting, in light of the associated joint commitment, so as to bring about fulfillment of this intention.

共有意図の定義

ある集団 P の成員が、A を行う意図を共有するのは、彼らが、一団体として A を行うことを意図することに共同でコミットする時、その時に限る。

Members of some population P share an intention to do A if and only if they are jointly committed to intend as a body to do A.

これらを簡略に表現すると次のようになる。

集団的意図 ← 意図への共同コミットメント

集団的行為 ← 行為への意図への共同コミットメント

集団的信念 ← 信念への共同コミットメント

共有意図 ← 意図への共同コミットメント

彼女は、集団的意図、集団的行為、集団的信念を、すべて共同コミットメントを基礎にして説明している。そして、その共同コミットメントを次のように説明している。

「共同コミットメントは、二人ないしそれ以上の人々が関わるコミットメントである。より完全に言うと、それは、二人ないしそれ以上の人による(**by**)、同じ二人ないしそれ以上の人に関する(**of**)、コミットメントである。これは、次のように説明される。

ある意志への個人的コミットメントが、一人の人を巻き込む過程によって生じるように、ある意志への共同コミットメントは、二人ないしそれ以上の人を巻き込む過程によって、生じる。さらに正確に言うと、共同コミットメントのその過程において、二人ないしそれ以上の人々が、同じ二人ないしそれ以上の人に、共同でコミットする。

基礎的なケースでは、ラフに言って、各人が、各人に対して、個人的にそれに貢献する用意があることをすべての人にそれが明らかになっているという仕方で、明らかにすることが、上記の過程があると断定するために必要十分なことである。一旦このことが起こったとすると、その過程があると断定されていると、各人は理解する。」(p.7)

「どの共同コミットメントに関しても、当事者たちは、一団体として ϕ することに共同でコミットしている（ ϕ は関連する動詞をあらわす）。ラフに説明すると、当事者たちは、**全員の行為のおかげで (by virtue of the actions of all)**、単一の ϕ する者 (a single ϕ -er) を作り出す(**emulate**)ことに共同でコミットする。例えば、

彼らは、各人の行為のおかげで(by virtue of the actions of each)、「正義が諸制度の第一の徳目である」という命題の singular believer を作り出す。

このコミットメントは、当事者全員の一つのコミットメントである。他の言葉でいうと、彼らは、このコミットメントの主題 (subject) である。」(p.7)

「共同コミットメントは、私の理解では、意志の個人的なコミットメントの集団的類比物である。したがって、アンとベンの共同コミットメントは、アンとベンのコミットメント (複数) である。しかし、それはアンの個人的コミットメントとベンの個人的コミットメントの連言ではない。それは重要な意味で、単純ないし単一である (simple or singular)。」(p.85)

「共同コミットメントの一般的形式に関していうと、人々は、一団体として何かをなすことに常に共同でコミットしている——「あることを為す」の広い意味において。集団的意図の場合には、私の説明では、当事者たちが、一団体としてある行為を行うことを意図することに共同でコミットしている。私は、これをラフな仕方次第のように理解している。そのコミットメントは、その行為を実行することを意図する単一の団体 (おそらくは、人格) を、可能な限り、作り出す(emulate) ことである。」(。86)

(ここでの「人格」(person)は、自然人格ではなく人為的な人格 (法人のような) を意味していると思われる。)

2 共同コミットメントによる約束の義務の説明

約束の義務を、Scanlon は道徳的な義務として説明した。

ギルバートは、スキャンロンが、約束の義務を道徳的に説明する時の原理 F をつぎのように整理する。

- (1) A voluntarily and intentionally leads B to expect that A will do X (unless B consents to A's not doing so);
- (2) A knows that B wants to be assured of this;
- (3) A acts with the aim of providing this assurance, and has good reason to believe that he or she has done so;
- (4) B knows that A has the beliefs and intentions just described;
- (5) A intends for B to know this, and knows that B does know it; and
- (6) B knows that A has this knowledge and intent; then, in the absence of special justification, A must do X unless B consents to X's not being done. (Scanlon, 1998: 304)

I take it that Scanlon might equally well have written “is morally required to” instead of “must,” as far as his intentions went. (p.300)

約束の義務の道徳的な説明には、共同体論的な全体論的な説明もありうるだろうが、スキャンロンのこの説明は、個人主義的な説明である。ギルバートは、それを批判して、約束の義務を共同コミットメントによって説明する。

「共同コミットメントの概念は、個別的人間の、思想、信念、欲望、個人的コミットメントという概念枠を超えていくという意味で、全体論的、あるいは非個人主義的概念であり、それは、である」(p.312)

「すべての共同コミットメントには、義務のセットが対応している。これらの義務は、相関する権利をとまなう義務である。当事者たちは、そのコミットメントに同調するように互いに義務付けられている。他の言葉でいうと、彼らは、互いに、彼らの同調性のおかげを受けている。」(p.312)

「共同コミットメントの各当事者は、他の当事者の行為の確証について次のように適切に語ることができる：「それらの行為は、そのコミットメントの共同創造者としての私の資格において、私の行為である」」(p.313)

{コメント：誠実に約束することと、約束をまもることの区別：
カントが明確に区別していたように、誠実に約束することと、約束を守るとは、別の事柄である。

誠実に約束するとは、約束する時点で、約束内容を実行できると信じているし、また実行するつもりであることを意味する。もし約束する時点で、約束の内容を実行できないと考えていて、約束するのならば、約束を実行するつもりがなく、嘘をついていることになる。また約束の内容を実行できると信じているのだが、約束を実行するつもりがない時には、嘘をついていることになる。

これに対して、約束する時点で、約束内容を実行できると信じていても、後で実行できないことがわかったり、約束した時点では、実行するつもりであったとしても、状況が変化して、実行するつもりがなくなったとき、誠実な約束は行われたが、約束は守られなかったことになる。

逆に誠実な約束が行われなかったとしても、その後の状況の変化により、約束を履行したとすれば、その人は約束を守ったことになる。

誠実に約束したのではないとしても、約束したならば、その人には約束の履行の義務が生じる。したがって、約束の成立にとって、約束が誠実に行われるということは必要条件ではない。

XとYが、P「XがYにaをあたえ、YがXにbを与える」という約束をしたとしよう。約束が成立するための必要条件は、

- ① XとYが「XとYが約束Pをする」を意図すること
- ② XとYにとって、①が相互知識になっていること

である。

この①の意図が誠実なものであることは、約束の義務の成立にとって必要条件ではない。①が、XやYの発話において表現されていれば、十分である。Xが「Pを約束しませんか」とYに問い、Yが「はい」と返事すれば、そこで①も②も成立する。

(閑話：約束の3つのハードケース

約束の履行義務の説明は、次の3つの問題に答える必要がある。

「脅迫されておこなった約束は、拘束力をもつのか？」(ホップズ)

「不道德な行為の約束、犯罪行為の約束は、拘束力をもつのか？」

「不道德な行為や犯罪行為を避けるために行われた、嘘の約束は、拘束力を持つのか？」)

次に、I 志向性に還元されない We 志向性が存在するか、どうか、という元の問題に戻ろう。

§ 6 共同コミットメントと共有知

1 コミットメントは、問いに対する答えによって成立する。

発話は、問いに対する答えであることによって、コミットメントを発生せる。

発話から生じる責務を引受けることは、問いに対する答えとして発話されるときに、明示化される。その問いは、どんなコミットメントを引受けるのか、何にコミットするか、についての問いでもある。すべての質問は、「あなたは、何にコミットしますか」という問いに言い換えられる。「S は P ですか？」は、「あなたは「S は P である」にコミットしますか？」に、「はい、S は P です」は「はい、私は「S は P である」にコミットします」に言い換えられる。

発話が何にコミットするかは、相関質問が変われば変化する。

(1) 発話の発話内行為は、相関質問によって変化することがある。

(2) 同一の発話内行為として理解された発話であっても、そのコミットメントは、相関質問によって変化することがある。

「何にしますか」「うどん」

この返答は、「うどんをください」という依頼の発話になる。依頼の発話内行為は、「うどん」という語の発話では表現されていない。それが注文という依頼の発話内行為をすることになるのは、それが「何にしますか」という問いに対する答えとして発話されているからである。

発話内行為とコミットメント

発話内行為のコミットメントとは、発話内行為から帰結する責務である。

・主張のコミットメント

P を主張することは、

もし問われたら、P だけから帰結する命題も主張しなければならないという責務

もし問われたら、P の主張の根拠を示さなければならないという責務

それと他の命題から帰結することを主張する可能性があることに資格付与する？

・約束のコミットメント

「私は明日の会議に出席します」

A することを約束することは、

A を履行できると信じていることの責務

A の履行に責任を持つことの責務

約束を一方向的に破棄できないことを認める

・依頼のコミットメント

「明日会議に出席してください」

相手に A することを依頼することは、

相手が A を履行したときに、それを拒否しない

相手が A を実行できると信じている

2 個人的コミットメントと共同コミットメントの中間：約束

約束当事者たちの共同性

二人の人間が約束する時、両者の行為へのコミットメントは、相互に依存して成立する。しかし、このとき、直ちに共同コミットメントが成立しているといえるかどうかは、あいまいである。

たとえば、X と Y が、P 「X が Y に a をあたえ、Y が X に b を与える」という約束をしたとしよう。約束が成立するための必要条件は、

① X と Y が「X と Y が約束 P をする」を意図すること

② X と Y にとって、①が相互知識になっていること

である。

①が相互知識になっていると X は信じており、Y は信じていないとき、②の相互知識は、成立していない。

しかし、このとき、①が成り立っているとすれば、X と Y はそれぞれの責務を履行するかもしれない。つまり、相互知識は実際にはなかったのだが、約束は履行され、X は②が成り立っていたと信じ続けるだろう。

また②が成り立っているとしても、それは I 志向性に還元して説明可能なものだとすると、約束の共同性は、I 志向性に還元可能であることになる。この場合、ギルバートの言う、共同コミットメントが成立していない可能性がある。

約束という現象は、共同コミットメントや We 志向性で説明できるが、しかし、還元主義で説明できる可能性を残しているように思われる。

3 約束の一方の当事者としての共同性

これに対して、集団が約束の一方の当事者になるとときには、共同コミットメントは、確実に成立しているといえるのではないだろうか。ここでの集団の発話は、次のようになる。

「私たちは、a を Y にあたえます（与えることを約束します）」

一人称複数行為遂行発話は、共同コミットメントを構成する。

「私たち」が主語になっても、それが記述であるときには、共同コミットメントを構成しない。例えば、

「私たちは、今東京にいます」

これは、話し手が、「私たち」の指示対象について記事した個人的な主張であり、「私たち」が全員が主張しているとは限らない。

「私たちは、私たちが今東京にいることを、報告します」

これは、報告という行為をおこなう行為遂行発話（オースティン）ないし宣言発話（サール）である。この発話は、共同コミットメントを行っているといえる。次のような問答の例は、さらに明確である。

「君たちは、A をすることにコミットしますか」
「はい、私たちは、A をすることにコミットします」

「君たちは、A をしますか」「私たちは、A をします」
「君たちは、いつ A しますか」「私たちは、明日 A します」

これらの返答の約束発話は、共同コミットメントを行う。この約束発話から、受け手は、「彼らが A することを私に約束した」と推論できるからである。共同コミットメントは、集団が約束の一方の当事者になるときには、確実に成立しているといえる。

一人称複数宣言発話は、共同コミットメントを構成し、団体を構成する。

共同コミットメントと共有知

個人的なコミットメントは個人的な知を前提する。例えば、「私はあす A をします」という発話は、「私が明日 A することが可能である」という知らないし信念を前提している。

これと同じことが、共同コミットメントと共有知の間にも成り立つだろう。つまり、共同コミットメントは、共有知を前提する。例えば、「私たちは、明日 A を行なう」という共同コミットメントは、「私たちが、明日 A を行うことができる」という私たちの共有知を前提している。

共同コミットメントの発話の言語行為

・命題行為

命題の主語が、一人称複数形である場合。

「私たちは、・・・する」

命題の主語が、団体名である場合。

「〇〇株式会社は、本日、・・・を申請します」

「日本国は、〇〇条約を脱退する」

・発話内行為

主張、行為指示、行為拘束、表現、宣言、などの発話内行為を、集団として、おこなう。

広松の四肢構造論によれば、認識や行為の主体は、二肢構造をもっている。

「S は、A として、…を知る（を行う）」

という構造を持つ。

「〇〇株式会社の社長××は、〇〇株式会社として、本日・・・を申請します」

「日本国総理大臣××は、日本国として、〇〇条約を脱退する」

・発話の前提の妥当要求

ハーバーマスにならって、すべての発話が次の 3 つの要求を、少なくとも暗黙的に行っているとしよう。

真理要求

規範的妥当要求

誠実性要求

共同コミットメントの発話もまた、これらの 3 つを持つだろう。

この時、共同コミットメントにおける誠実性要求は、どのようなものになるだろうか。